

	<h1>モンゴル</h1>		
<b>生物多様性条約</b>	○	<b>名古屋議定書</b>	○
<b>ITPGRFA</b>			
<b>法制度の状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ABSに関する制度はドラフト作成済。2018年中に立法化の予定(経緯について2017.10にABSCHに提出)。遺伝資源利用に関する登録システムを検討。現時点ではLaw on Natural Flora (野生遺伝資源の利用)、Law on Natural Resource Use Fee (利益配分) が関連法である。</li> <li>➤ 栽培種に関する立法、管理、許認可権限は食料・農業・軽工業省が持つが、現状明確な法制度はない。</li> <li>➤ 現在のところ栽培植物の利用等に関する法令としてはLaw on Seed Varieties and Crop Plantsがあるが、遺伝資源の持出に関する明確な法制度はない。</li> </ul>			
<b>入手方法</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行では遺伝資源の提供に関する明確な法令はなく、モンゴルと日本の研究機関の間で、遺伝資源の持ち出しも含めて研究目的や内容に関する合意が結ばれていれば、農業省と国家専門検査庁 (General Agency for Specialized Inspection) からの輸出許可の取得は難しいと考えられる。</li> <li>➤ 栽培植物の遺伝資源に関して、共同研究の手続きや許可に関する明確な法制度はない。共同研究の契約プロセスは実例を有する植物農業研究所で確認できるとのこと。</li> </ul>			
<b>対象とする遺伝資源</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 未定であるがネギ類についてはモンゴル国内でも研究が始まっており、有望ではないかと考えられる。</li> <li>➤ モンゴル側には温室野菜の育種に関するニーズがある。</li> </ul>			
<b>取組経緯</b> ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している			
<b>H29</b>	<b>H29.11 モンゴル訪問【本事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法制度に関する情報収集。</li> </ul>		
<b>これまでの成果</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ABSに関連する法制度と運用に関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現地ヒアリング調査により、モンゴルにおけるABS法制度の現状について情報を得た。</li> </ul> </li> <li>■カウンターパートに関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現地ヒアリング調査により、共同研究を行う際のカウンターパートについて情報収集した。</li> </ul> </li> </ul>			
<b>今後の課題</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後とも我が国の遺伝資源利用者に広く情報提供を行う。</li> </ul>			
<b>カウンターパートに関する所見</b>			
<p><b>モンゴル生命科学大学 アグロエコロジー学部 農学・植物保護学科 (Mongolia University of Life Sciences, School of Agroecology, Department of Agronomy and Plant Protection)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ モンゴル政府は野菜と果樹の育種に関心があり、これに関するプロジェクトであれば許可が下りる可能性がある。</li> <li>➤ 在来種である wild Allium の栽培事業がモンゴル主導で始まっている。</li> <li>➤ 植物遺伝資源研究において、韓国と非常に良好な関係がある。</li> </ul>			
<p><b>モンゴル科学院 総合実験生物学研究所 (Institute of General and Experimental Biology, Mongolian Academy of Sciences)</b></p>			

- 当研究所で野生植物の使用や使用許可に関する全ての管理を担う。
- 育種に力を入れており、コメ、カボチャ、ショウガ等の研究に取り組む。
- 遺伝資源リスト等の提供には慎重な姿勢。

**モンゴル生命科学大学 植物農業科学研究所 (Mongolian University of Life Sciences, Institute of Plant and Agricultural Sciences)**

- モンゴルの栽培農作物の 8 割が穀物であることから研究対象も多くが穀物（ムギ、オオムギ、オーツ、ライ麦等）。残りは野菜。
- 20 種以上の野菜の種を販売。温室用の品種で国産品種はないが将来的には開発の意向あり。温室用品種でニーズがあるのがキュウリ、トマト、パプリカ、イチゴ、今後はメロン。
- シードバンクは、20,900 アクセションを保有。ムギ (36%)、オオムギ (26%)、オーツ (6%)、ライムギ (6%)、マメ (3%)、野菜 (15%)、飼料用穀物 (7%)。観葉植物も保管。年間 1,000～1,500 程度は発芽試験。
- データベースについて、他国が開発した既存システムを使用していたが、使い勝手が悪いため、独自のシステム開発構築を試みている。
- 現在は、韓国と中国との関係が深い。
- 植物農業科学研究所が保管する遺伝資源の概要資料を入手。

**留意点**

- 現時点(平成 30 年 3 月)では特になし。